

119玉瓶

裁高屋古

鈴鹿市の即時抗告棄却

“生活保護停止で生活困難”

生活保護を停止され

た親子二三重県鈴鹿市
の、保護停止をやめ
ることを求めた申し立て
を認めた津地裁の決
定に、不服とする同市
の即時抗告に対し、名
古屋高裁が棄却する決
定をしました。決定は
10日付。親子は申し立
て、一審判決まで保
護停止をやめよう求
めていました。

親子は昨年10月、車
の運転記録表を提出

しなかったことを理
由に同市社会福祉事
務所が保護の停止処
分をしたのは違法だ
として、同市を相手に
処分の取り消しなどを
求めて提訴。同時に執
行の停止を申し立て、
津地裁はこれを認める
決定を出しました。鈴

鹿市は即時抗告しま
し

た。

親子はともに障害が
あります。同市社会福
祉事務所は運院に限り
車の保有を認め、車を
使用する時に行き先や
経路、用件を記す運転
記録表の提出を求めま
した。親子にとって自
然な収入はなく保護の停
止で「生活を維持する
ことが困難になり、健
康で文化的な最低限度
の生活を維持できなく
なることは明らかだ」
と述べています。

親子はともに障害が
あります。同市社会福
祉事務所は運院に限り
車の保有を認め、車を
使用する時に行き先や
経路、用件を記す運転
記録表の提出を求めま
した。親子にとって自
然な収入はなく保護の停
止で「生活を維持する
ことが困難になり、健
康で文化的な最低限度
の生活を維持できなく
なることは明らかだ」
と述べています。

ます。

親子はともに障害が
あります。同市社会福
祉事務所は運院に限り
車の保有を認め、車を
使用する時に行き先や
経路、用件を記す運転
記録表の提出を求めま
した。親子にとって自
然な収入はなく保護の停
止で「生活を維持する
ことが困難になり、健
康で文化的な最低限度
の生活を維持できなく
なることは明らかだ」
と述べています。